

幸手市

地域包括支援センター支援システム機器導入

企画提案実施要領

令和 8 年 1 0 月

幸手市介護福祉課

1 趣旨

この要領は、『幸手市地域包括支援センター支援システム機器導入』を実施するために公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、最も適切な創造力、技術力、経験及び実績を持つ事業者を選定するための指針である。

2 業務の概要

(1) 業務名

幸手市地域包括支援センター支援システム機器導入

(2) 業務内容

別紙仕様書に定めるとおり。

(3) 提案上限額

27,227,700 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※上記提案上限額は導入費用、システム使用料、システム及び機器と回線保守費用の合計額とする。

※上記提案上限額を超える提案は失格とする。

※上記提案上限額にはLGWANへの接続料が含まれる。

※上記提案上限額にはリース料率は含まれない。

※上記提案上限額にはシステム、機器及び回線の運用保守料を含む。

(4) 履行期間

① システム構築期間

契約締結日から令和9年6月30日まで

② システム賃貸借及びシステム、機器及び回線保守期間

令和9年7月1日から令和14年6月30日まで

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- ① 参加申し込み時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 参加申し込み時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われた者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ③ 参加申し込み時点において、幸手市入札参加資格登録業者であること。
- ④ 参加申し込み時点において、本市から指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 参加事業者又は役員等の経営に携わる者が幸手市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員でないこと。
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- ⑦ 過去5年以内に地方公共団体において、本業務と同種・同類業務の契約実績のある者で

あること。

- ⑧ 別紙仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を理解した上で、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

4 参加申込について

(1) スケジュール (予定)

内 容	日 程
市ホームページの公示	令和8年10月13日(火)
質問書の受付	令和8年10月13日(火)～10月20日(火)
質問書への回答	令和8年10月13日(火)～10月23日(金)
提出意思確認書の受付	令和8年10月13日(火)～10月28日(水)
企画提案書の受付	令和8年10月29日(木)～11月6日(金)
審査会(プレゼンテーション)	令和8年11月17日(火)午前
審査結果通知	令和8年11月下旬
契約締結(リース)	令和9年2月上旬

(2) 提出意思確認書の受付

- ① 受付期間 令和8年10月13日から10月28日まで
※受付締切日においては、午後4時30分必着。
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- ② 受付時間 午前9時から午後4時30分まで
- ③ 提出書類 様式1「幸手地域包括支援センター支援システム機器導入公募型プロポーザル提出意思確認書」
- ④ 提出部数 1部
- ⑤ 提出方法 郵送又は持参。持参の場合は、事前に(6)の担当者へ電話連絡してください。

(3) 質問書の受付

- ① 受付期間 令和8年10月13日から10月20日まで
- ② 提出方法 市ホームページに掲載する様式8「質問書」にて作成し、電子メールにより提出してください。送信後、必ず(6)の担当へ電話で受信の確認を行ってください。窓口及び電話での質問には応じません。
- ③ 回答方法 提案意思確認書を提出した全ての事業者の担当者に対して、質問および回答を電子メールに添付の上、適宜送付する。
また、回答は市ホームページ上で公開する。

(4) 企画提案書の受付

- ① 受付期間 令和8年10月29日から11月6日まで
※受付締切日においては、午後4時30分必着。
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

- ② 受付時間 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで
- ③ 提出書類 様式 2 「提出書類一覧」のとおり
- ④ 提出部数 原本 1 部、副本（原本のコピー可） 9 部を提出してください。
なお、審査の都合上、別途書類の提出を求める場合があります。
- ⑤ 提出方法 郵送又は持参。持参の場合は、事前に（ 6 ）の担当者へ電話連絡してください。

（ 5 ） 注意事項

- ① 本手続にあたっては説明会を実施しない。
- ② 本手続に関する事項について、窓口及び電話での問合せには回答しない。
- ③ 提出された書類の差し替え、再提出は認めない。
- ④ 提出された書類は、提案の審査終了後も返却しない。
- ⑤ 提出書類の提出、本企画提案募集への参加に係る費用は、事業者の負担とする。
- ⑥ 提出された書類は、優先交渉権者の選定作業以外の目的で事業者が無断で使用しない。
- ⑦ 提出された書類は、優先交渉権者の選定作業のために使用し、必要な範囲において複製することができるものとする。
- ⑧ 提出書類作成のために幸手市から受領した資料等は、幸手市の了解無く公表し、又は使用してはならない。
- ⑨ 提出された書類に虚偽の内容が記載されたとき、または不正行為が判明した場合は、幸手市の判断で失格とする。
- ⑩ 採択された企画提案書及び業務スケジュール表の著作権は、幸手市に帰属するものとする。
- ⑪ 提出された企画提案書等は、幸手市情報公開条例（平成 1 1 年条例第 2 4 号）の規定に基づき、原則として開示の対象とする。

（ 6 ） 担当者（提出先）

幸手市役所 介護福祉課 高齢福祉担当

〒 3 4 0 - 0 1 5 2 埼玉県幸手市大字天神島 1 0 3 0 番地 1

TEL 0 4 8 0 - 4 2 - 8 4 3 8

Fax 0 4 8 0 - 4 3 - 5 6 0 0

Mail kaigo@city.satte.lg.jp

5 企画提案書について

企画提案書の提案内容は、仕様書他関連資料の内容を踏まえ、作成にあたっては下記の事項に留意するものとする。

- ① 企画提案書の用紙は、日本工業規格 A 4 判（ A 3 判資料使用可） 3 0 ページ以内（表紙・裏面紙・目次・図表等は含まない）とし、任意書式にて作成すること。なお、目次の作成及び下部にページ番号をふること。
- ② 企画提案書の内容は、「評価事項に対する評価基準」（別紙）の項目に従って作成すること。各項目は記載必須項目であり、記入の無い項目がある場合、失格となる場合がある。

- ③ パンフレット等の補足資料は別綴じとし、冊子としてまとめるとともに、表紙に資料一覧を添付すること。（企画提案書のページ数には含まない。）
- ④ 提案は各事業者1提案とし、仕様書、その他関連資料の内容を含んだものとする。
- ⑤ 企画提案書中の文書及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすく平易な表現とし、難解な専門用語を使わなければならない場合は、必ず注釈を付すこと。
- ⑥ 提案書に記載する内容は、事業者が提案する提案見積費用内で実現できるものであること。
- ⑦ 仕様書等その他関係書類に記載している内容以上に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行うこと。

6 審査・選定について

審査・選定にあたっては、以下のとおり行う。

また、参加事業者が1社のみであっても、プロポーザルは成立することとし、審査及び選定を行う。

（1）選定方法

優先交渉権者を選定するため、1事業者につき、説明時間40分以内、質疑応答時間10分程度のプレゼンテーションを実施する。

※出席者は提案事業者の社員5人以内とし、ソフト開発元や共同事業者等の参加は禁止とする。

※時間・場所等は正式に決定後、別途通知する。

※プロジェクター及びスクリーン（ともにHDMI接続）は、幸手市が用意する。

ただし、パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器は、事業者が用意すること。

（2）選定基準

- ① システム更新における提案内容
- ② 参加事業者に関する事項（業務経歴、業務遂行力）
- ③ 見積金額（価格）

（3）審査方法

- ① 審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。評定にあたって市職員で構成する選定委員会を設置する。
- ② 選定評価基準に基づき選定委員が採点を行う。選定委員会が評価点を算出し、評価点により参加事業者の順位を決定する。

（4）優先交渉権者の選定

審査の結果、最高順位を獲得した参加事業者を優先交渉権者として選定する。ただし、最高得点を獲得した参加事業者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。

※優先交渉権者は評価点の合計が60%以上の者とする。

※評価事項に対する評価基準における評価項目にCがついた参加事業者は失格とする。

（5）選定結果の通知

優先交渉権者を選定次第、全事業者に審査結果を審査結果通知書（文書）により通知する。

選定の理由、選定結果に対する問合せ、異議等には一切応じないものとする。

(6) 結果の公表

契約締結後、選定結果を幸手市政策課において閲覧に供するほか、市ホームページに掲載します。ただし、事業者名は契約者のみ表示し、それ以外は表示しないものとする。

7 無効又は失格

本企画提案募集に参加した者が、以下のいずれかに該当したときは、審査委員会において審査の上、当該事業者が行った提案を無効又は失格とする。

- ① 提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、企画提案実施要領等に定めた提出方法及び提出期限を守らなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 正当な理由なく提出書類を提出しなかった場合
- ④ 見積提案上限額を超えた場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

8 契約の締結

- ① 優先交渉権者に選定された者と契約締結の交渉を行う。
- ② 契約交渉にあたっては、事業者が提案した業務内容を尊重するが、本業務の目的達成のため、本市と契約候補者との協議により、契約締結段階での項目の追加、変更、削除を行えるものとする。従って、契約候補者の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。
- ③ 導入業者は、当業務における納品物をリース業者の落札者に売買し、幸手市はリース業者の落札者から借り受けるものとする。その際、導入業者の落札者とリース業者の落札者及び幸手市との3者による賃貸借契約を締結するとし、リース期間については令和9年7月1日から令和14年6月30日までの5年間とする。